

平成31年3月6日（水曜日）午前10時0分開議

○議長（東久保耕也君） 代表質問を続行いたします。

16番三橋君。

（16番 三橋和史君 登壇）

○16番（三橋和史君） 新風政和会の三橋でございます。

会派を代表いたしまして、本日も一問一答形式で質問いたします。

まず冒頭に、謹んで按ずるに、大化の改新以来、我が国において定められてきました247の元号のうち、三十有余年にも及ぶ平成を冠した時代は、昭和、明治、室町時代の応永に続きまして4番目の長さとなりましたが、今上陛下におかれましては、来月にも御譲位あそばされ、御代がわりの日も近づいてまいりました。

平成の時代を振り返りますと、経済分野ではいわゆるバブル崩壊を経験し、不景気が続いたとはいえ、世界に見れば高い経済力を維持し続け、科学の発達も著しく、中でも通信技術の進歩は国民生活の水準を大きく向上させるものとなりました。また、国際情勢は緊張するも、この間、他国と戦火を交えることなく、今上陛下のかたい御意志と国民の不断の努力により平和と発展が築き上げられ、我が国は国際平和のためにも貢献してきた誇るべき時代であったとすることができるであろうと存じます。平成の幕あけとほとんど同時に生まれて、この時代を生きてきた世代として、今の平和に感謝する思いを新たにいたすところでございます。

また、多くの御慶事もあった一方で、阪神・淡路大震災や東日本大震災など多くの災害に見舞われた時代でもございました。これらの経験を踏まえ、より災害に強い国づくり、地域づくりを目指して、行政においても諸施策が講じられてきたところであります。

さて、奈良市新年度当初予算案がこの定例市議会に上程されておりますけれども、果たして生命を守る政策が十分と言えるのかどうかという点に多くの市民が関心を寄せているところであります。

通告どおり、初めに消防局長にお尋ねいたします。

本年、平成31年1月4日に私から文書により質問いたしました救急車等の円滑で安全な交通に関する取り組みのうち、高速道路の利用時における自動料金収受システム、E T Cレーンの通行体制の整備について、重ねてお伺いいたします。

私の調査によりますと、奈良市消防局所属の救急車等につきましては、現状においてE T Cレーンを通することができず、有人の一般レーンを通行している体制であることが判明しました。救急車等は重症患者を搬送し、または救命のために一刻を争って現場に急行しなければならないことが想定されるものでありまして、昨今におけるE T Cの高い普及率を踏まえましても、E T Cレーンを通行することができていないという現在の状況は、改善すべきであるということは誰においても異論なきものであらうと考えております。

そこで、救急車等がE T Cレーンを利用することができるように、関係機関と協議の上、必要な措置を講ずるべきであるということを描き出してまいりました。これを受けて、同月18日、奈良市消防局は奈良県消防長会で議論を行い、有料道路事業者との調整に向けて取り組む旨の回答を

されたところでありますが、私の考えといたしましては、生命を守る取り組みでもあります本件施策につきましては、可及的速やかに、遅くとも来年度4月1日からの実現を目指すべきものと考えますが、その後の対応状況及び実現の見通しについてお答えください。

1 問目、壇上からの質問といたします。

○議長（東久保耕也君） 市長。

（市長 仲川元庸君 登壇）

○市長（仲川元庸君） 三橋議員から消防局長に御質問を頂戴いたしておりますが、代表質問でございますので、まことに申しわけございませんが、私がかかわって御質問にお答えを申し上げたいというふうに思います。

本市の救急車の高速道路利用に際しましては、第二阪奈道路及び阪神高速道路におきましては、道路事業者から交付をされました（三橋和史議員「議長、消防局長っておっしゃっていましたよね」と呼ぶ）回数券形式の通行証を有人の一般レーンで提示し、西名阪自動車道及び京奈和道では救急搬送である旨を同じく一般レーンにおいて口頭で申告することにより、法律に基づいて無料扱いで通行いたしております。

従来までETCレーンを利用できていなかった理由といたしましては、道路事業者によって救急車等への対応が異なっていたことなどが挙げられます。現行は各道路事業者との申し合わせにより適切に対応しているところでございますが、議員御指摘のように、人命救助を最優先に考え、また、救急搬送時間等のさらなる短縮を図るという観点と、現場の救急隊から、一般レーン通行時の一旦停止に伴う加減速により発生をする傷病者の身体的ストレスを軽減するためにも、ETCを利用したスムーズな運行を望む声がございます。

これを受けまして、2月13日の奈良県消防長会でも奈良県広域消防組合消防本部及び生駒市消防本部に対しまして、奈良市がETC通行の課題について提案をいたしたところであり、本市といたしましては、NEXCO西日本及び阪神高速道路株式会社の管理区間について、今後、道路事業者との協議を行っていきたいと考えているところでございます。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 議長、きのうおっしゃいましたよね。消防局長が答弁される段取りだということを議長から直接私聞いていますので、議事進行をしっかりとしてくださいよ。

消防局長、答えてください。（発言する者あり）

○議長（東久保耕也君） 代表質問を続行してください。

○16番（三橋和史君） 議事進行をしっかりといただかないと、こちらも混乱しますから。

前向きに取り組まれるということですか。4月1日からの実現に向けて取り組まれるということではよろしいですか。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 2問目以降、自席でお答え申し上げます。

この件については、引き続き関係機関との協議はもちろん可及的速やかに行っていきたいと考えておりますが、議員御指摘のように、やはり人命にかかわる問題であるという部分がございません。

これにつきましては、年間でもそれほど多額の予算を今要している事業でもございませんので、市がいわゆる行き帰りの分も含めて負担をするということも含めて、緊急的な対応がやはり望まれると考えておりますので、継続した協議と同時に、この4月からは行き帰りともにしっかりと

E T Cレーンを利用できるように準備を整えてまいりたいと考えております。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 前向きに取り組まれるということでございます。その点は高く評価いたします。早期実現を期待いたします。

ただ、私の調査によりますと、目下のところ、E T Cレーンの通行体制の整備を一応のところ実現したといたしましても、有料道路事業者は複数にわたりますから、多少の課題が残るといふふうに伺っております。その具体的な内容について御説明ください。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 御指摘のように、道路事業者が複数にわたりますことから、複数枚のE T Cカードを作成する必要がある可能性があり、また、救急搬送中でない走行に際しての取り扱いが事業者ごとに異なっているなどの課題があると聞き及んでおります。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 残る課題につきましては、全国的な取り扱いの統一を図るべき必要性があることから、奈良市のほか、国などへの働きかけにつきまして、関係機関の協力も必要なことから、議員各位の御協力もいただきたいというふうに思います。

次に、公の施設の耐震問題につきまして、私から従前より繰り返し指摘してまいりました耐震性能の不足している建物の所有者に対しましては、適切に行政指導を行うよう改めて求めておきます。

その上で、市長にお尋ねいたしますが、奈良市内に存する公の施設に関しまして構造耐震指標I s値が0.6未満である建物、特に学校施設については0.7未満の建物について、施設の名称、建物の名称、それぞれのI s値及びその数値が明らかになった時期をお答えください。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 奈良市内にございます特に県有建築物でございますけれども、県有建築物の耐震調査が平成30年4月1日現在で出ておりますけれども、これによりますと、奈良県内におきまして耐震の改修が必要な建物が86棟あるという結果が出ております。診断が未実施のものが108あるというふうに聞き及んでございます。

個別の施設につきましては、特に奈良市内における県有の施設につきましては、県立奈良養護学校、また県立総合医療センター本館、奈良県文化会館、奈良県立美術館、奈良県庁などが挙げられておりますが、それらのうち、県立養護学校については耐震改修済み、また、総合医療センターにつきましては既に移転をされております。そして、県庁につきましては耐震改修済みでございますが、奈良県文化会館及び奈良県立美術館につきましては耐震改修がまだなされていないという状況で把握をいたしております。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 昨年、平成30年12月定例市議会で指摘いたしました、所管行政庁として奈良市が耐震改修促進法に関連する行政指導指針を策定していなかった問題についてであります。その後、現時点において既に策定されましたか。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） それについては、まだ行ってございません。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 地震により倒壊または崩壊する危険性が高い水準であることが発覚して

から、権限ある行政庁として行政指導を実施してこなかった市長の責任は重いものと指摘せざるを得ないということは以前にも申し上げました。

そして、根本的な非難を免れないのが、奈良市は行政指導指針さえ策定していないということであり、しかも、今から3カ月前に私から指摘したにもかかわらず、今になっても策定していないということでもあります。危機管理意識、これの欠如を露呈しているものと言わざるを得ません。

行政指導指針を策定すれば、それを根拠に客観的な数値に基づいて行政指導が行えると、法令に基づく権限を客観的に行使するだけです。公共施設の耐震問題が社会問題化しているにもかかわらず、今になってもなお行政指導が適切に行われていない。そして、行政指導指針が策定されていないということ、これが原因になっているのではないかというふうに思います。

策定すべきとされている行政指導指針ですが、これはいつ策定されるのでしょうか。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 現在、他市の事例等を調査しているということでございますけれども、現在のところ、その指導指針については策定する予定はございません。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 行政指導指針、これは策定しないとイケないんですよ。それを現在のところ策定する予定はございません、これはおかしいんじゃないですか。

○議長（東久保耕也君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時45分 休憩

午後3時45分 再開

○議長（東久保耕也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 今、御指摘をいただきました指針については、先ほど申し上げましたように、他市の事例等も含めて研究をしておりますけれども、必ずしも設定をしなければならないものであるというふうには聞き及んでおりませんので、現在のところ策定する予定はないという考えでございます。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 他市の事例とおっしゃいますけれども、耐震問題が奈良市内において社会問題化しているわけですよ。そんな市町村ほかにありますか、ないでしょう。奈良市がしっかりしていれば、こういう社会問題も発生しなかったんだと私は思っております。

これ、行政手続法にも書いているじゃないですか。第36条、「行政指導指針を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。」と書いてあるじゃないですか。策定するよう求めておきます。

まるで数多くの人命を掛け金にして、地震が発生しないことにかけてのギャンブルをしているような状態ですよ、今。地震が来ないことをただ祈るだけの行政であります。それは、現実地震が発生すれば、とうとう人命が失われ、償うことのできない犠牲をみずからの不作為によって生じさせたという後悔の日々になるわけでありまして。

こういう無責任な日々を送るのか、生命を守るために公務員としての矜持を持って職責を果たそうとするのか、これ、いずれを選ぶのかは市長及びこの事務を分掌するそこに座っている公務

員自身だということを申し上げておきます。

地震が来ないということをただ祈っているだけの行政じゃないですか。地震が来ないことを祈る行政——市長、陰陽師か何かですか。この奈良の都があった奈良市だからといって、大和朝廷や律令制下での陰陽師のような祈りだけの行政をやっていたら、やはり市民が困るわけです。

合理的な判断を技術基準に基づいてしっかり実施することのできる行政庁ならば、診断により耐震性能が不足していることが発覚した時点で必要な行政指導を実施し、社会問題化もせずに済ませていたであろうというふうに思います。

次に、市役所本庁舎の耐震問題についてであります。本庁舎中央棟のI s値0.17、西棟0.02という調査結果が示されており、地震により倒壊または崩壊する危険性が高いとされる基準点をさらに大幅に下回っている水準を踏まれば、一日も早い応急補強、応急対策工事が必要である水準であると、従前から申し上げてまいりました。

ところが、今会期において、来年度当初予算案に本庁舎の耐震化工事のための予算が1円も計上されていないということに、私はみずからの目を疑いました。この耐震化のための予算計上を先送りにするということは、少なくとも次の会期までの期間、さらに3カ月間も完了がおくれるということでもあります。なぜ耐震化のための予算を計上しないんですか。なぜ先送りするんですか。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 既に他の議員の御質問にもお答えをしておるかと思いますが、今回の耐震化の問題につきましては、さまざまな御意見を議会からも頂戴しているところでございます。また一方で、せんだつてもお答えをいたしました。第三者評価を取得してから提案をしていきたいというふうに考えておりますことから、本3月の当初予算には計上を見送らせていただいた次第でございます。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 第三者評価とおっしゃるんですけれども、それとは別に応急対策工事をするのではないんですかという質問をしているわけです。だったら1円も計上していないという予算編成はおかしいというほかないわけでありまして。

聞き方を変えますが、奈良市において、震度7から震度5強の地震が発生した場合における奈良市内の被害想定についてお尋ねします。想定死者数、負傷者数をお答えください。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 危機管理監よりお答え申し上げます。（三橋和史議員「恣意的な議事進行をやってもらったら困ります。通告しているんだから市長が答えてください」と呼ぶ）

○議長（東久保耕也君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時51分 休憩

午後3時53分 再開

○議長（東久保耕也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 奈良盆地東縁断層帯の被害想定でございますが、奈良市内で想定される被害といたしましては、震度7から震度5強が想定されており、死者数につきましては合計で

1,200名、負傷者数につきましては4,500名、避難者数としては13万人が予測されております。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） それでは、奈良市役所本庁舎における被害想定として、死者数は何名と想定されていますか。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 市役所本庁舎としてというのは、本庁舎がどういう時間帯かということにもよるかと思いますが、本庁舎としての被害想定が、死者が何名かということは想定いたしておりません。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 奈良市内全体は出されているのに、この公共施設で最も低いI s値、この奈良市役所なんですよ。そこでの死者数は想定していない。じゃ、これどうやって算出したんですか。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 地震の被害想定というものの自体は、科学的、合理的に積み上げをして積算するというよりも、やはりどのような地震がどの程度起きるかということをおおむね予測されているものでございますので、個々の施設の死者数を積み上げているということではないかと存じます。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） その答弁、間違いないですか。

○議長（東久保耕也君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時55分 休憩

午後3時55分 再開

○議長（東久保耕也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 何度もお答えを申し上げますけれども、市役所としての被害想定人員、もしくは公共施設での被害想定人員を積み上げして、奈良市全体の死者数を予測しているものではないかと存じます。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 個別の建物について科学的な根拠を積み上げたものではないと、先ほど答弁されたんですよ。それについて間違いないんですかという質問をさせていただきましたので、もう一度教えてください。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） はい、同じ答えでございます。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） いや、ここに奈良県が出されている調査資料があるんですよ。地震被害想定手法、ここに詳しく書いています。震度算定、また地震動推計方法等々書かれています。物的被害から因果関係を想定して、人的被害も算出しているんですよ。先ほどの答弁はおかしいんじゃないですか。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） いや、今、議員がおっしゃった方法は妥当だと思います。私が申し上げておりますのは、奈良市役所で何名、どの建物で何名という積み上げをしているわけではないというお答えでございます。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 地震の被害想定というものは科学的な積み上げがないと、先ほど市長はおっしゃったので、私はこのように聞いているんです。

時間がないので、次行きますけれども、その構造耐震指標から見て、市役所の本庁舎は、地震により倒壊または崩壊する危険性が高いとされている水準であります。間違いはないですか。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 市役所本庁舎につきましては、建物ごとに程度が違いますけれども、おおむね御指摘のとおりでございます。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） おおむねというか、これ、間違いはないんですよね。

地震により倒壊または崩壊する危険性が、この建物も高いんですよ。生命にかかわる水準であるという認識はお持ちですか。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 当然のことながら、地震の程度によってはその可能性は十分に考えてございます。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 観点を変えますけれども、労働安全衛生法にも事業者たる責務として明記されております。労働者を就業させる建設物について、労働者の生命の保持のため必要な措置を講じなければならないと規定されておりますが、これに違反している水準であるということも、もはや明白であると考えますけれども、いかがですか。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 具体的に震度が何ということではございませんが、御指摘のように、職員の働く環境として職場環境が妥当なものであるということは当然のことでございます。細かいことは申し上げませんが、総合的に考えて、職員の健康管理、安全管理体制を充実させていくということは当然責務だと認識をいたしております。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 細かいことをお聞きしますが、奈良市役所、この中央棟0.17、西棟0.02でございます。その水準を踏まえた場合に、労働安全衛生法第23条に書かれていますよね。労働者の生命の保持のため必要な措置を講じなければならないというふうに書かれているわけですね。これに違反しているわけですね。なのに、応急対策のための予算も1円も上がっていない。これはどういうことなんですか。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 既にこの間も議会の皆様からも多様な御意見をいただいておりますが、既に本庁舎につきましては、耐震化という大きな方向をお示しし、つまり具体的な解決に向けての取り組みを今進めているところでございます。問題を認識せず放置をしているということではないということは御理解いただければと存じます。

- 議長（東久保耕也君） 三橋君。
- 16番（三橋和史君） 放置をしていないということをおっしゃるんですけども、奈良市役所の本庁舎が地震により倒壊または崩壊する危険性があるということが発覚したのはいつのことですか。
- 議長（東久保耕也君） 市長。
- 市長（仲川元庸君） 奈良市役所の耐震性に問題があると認識をいたしましたのは、少し細かい年数は今手元にございませんが、阪神・淡路大震災後に庁舎の耐震性の調査をした際にも、耐震性に問題があるということについては、明らかになっていると認識をいたしております。
- 議長（東久保耕也君） 三橋君。
- 16番（三橋和史君） 何年のことですか。
- 議長（東久保耕也君） 市長。
- 市長（仲川元庸君） 耐震診断につきましては、平成9年及び平成10年に診断を行わせていただいているところでございます。
- 議長（東久保耕也君） 三橋君。
- 16番（三橋和史君） 平成9年、平成10年に、地震により倒壊または崩壊する危険性があると発覚していたわけですね。その間、20年間何をしていたんだと。放置をしていないということをおっしゃるわけですけども、20年かけて、危険性があるというふうに発覚してから具体的な対策工事、実質的に一度も行われていないという現状であります。
- 市職員の皆さんもそうじゃないですか。市民の皆さんもどう思われるんですか。放置以外の何ものでもないとは思いますが。
- 市役所の耐震診断結果、先ほど市長がおっしゃった平成9年、10年に行われていたその時点でのI s値は中央棟0.339、西棟0.461。その後20年間、事実上何の対策もとられていなかったと。これは人命軽視以外の何ものでもないというふうに思います。
- この際、あわせて申し上げますけれども、耐震診断から20年間が経過して、現時点では中央棟0.17、西棟0.02とされているわけであって、耐震整備手法に関して、市長は経年劣化を考慮する必要はないなどと意味不明な見解を示されてきましたけれども、I s値はこの20年間で大幅に低下している事実もあるじゃないですか。市長は私の指摘が間違っているというようなこともおっしゃったことがございますけれども、I s値が低下してきたのが事実であります。経年劣化を無視する見解こそが、明らかに現実を無視した暴論ではないかと、再度反論し指摘するとともに、即刻応急補強に必要な最低限の予算措置を講ずるように求めておきます。
- 次に、通学路等の危険箇所対策についてお尋ねします。
- 通学路交通安全プログラムとして個別箇所を挙げて順次対策に取り組んでいるものと承知しておりますが、奈良市で最も在校生の多い市立伏見小学校の通学路を例として取り上げますけれども、校門前の主な通学路に幅1メートルほどの柵やふたのない側溝がございまして、雨天時には流れも激しくなるような箇所が存在しており、地元住民からも危険性が指摘されているところであります。
- この箇所について、具体的な対策を実施する方針はないのかどうか、お答えください。
- 議長（東久保耕也君） 市長。
- 市長（仲川元庸君） 御指摘の部分につきましては、直近で実施をした通学路交通安全プログラムの中では危険箇所として挙がっていないというふうに聞いております。

一方で、今御指摘をいただきましたこともございますので、学校に対して聞き取りを行い、必要に応じて対策を検討していきたいというふうに思います。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 必要だということはもう明らかだと思いますので、速やかに対応していただくようお願いしておきます。

一例として当該箇所を挙げましたけれども、そのほかも含めまして、個別具体的な抽出作業を果たして丁寧に行うことができているのかどうかという点も再度見直して、通学路の危険箇所を解消していく、こういった姿勢で積極的に取り組んでいただいて、個別の箇所づけを丁寧に行っていただきたいというふうに思います。

次、避難所の指定についてお尋ねいたします。

奈良市法蓮町地内に存する県立奈良高等学校につきまして、その耐震性能が不足していることから、奈良市は第二次避難所としての指定を解除しました。しかしながら、当然のことながら、従前は避難所とする必要があるから指定していたわけでありまして、地域事情にも鑑みますと、やはりほかの避難所の収容能力だけでは十分とは言えないことから、同校を避難所に指定する必要があるものと考えております。

同校の建物について耐震化が完了したときには、避難所として改めて指定すべきものと考えますが、いかがですか。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 二次避難所の指定でございますが、今、それに先立ちまして一次避難所の見直しということにつきましても、自主防災・防犯会の皆さんと議論させていただいております。災害が起きたときに、最も身近な避難所としてどのような場所、誰が管理し、どのような程度であけるのか。また、それがあふれた場合には、二次避難所としてはどのようなものが適切であるかという議論を現在行っておりますので、仮にこの奈良高校の体育館の耐震化がとれたときに、この地域において、その場所を引き続き二次避難所としてどのような位置づけになるかということも含めて議論していきたいというふうに思っております。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） もちろん学校施設ですから、文部科学省は、学校施設については避難所としても活用するというふうに見解を出しています。当然、同校についても耐震化が完了したときには、避難所として改めて指定するのがまともな行政だというふうに思っております。

時間がございませんので、次にまいりたいと思います。

初等中等教育に対する考え方について、特に中学校から高等学校にかけての課程につきまして、教育長にお尋ねします。

県立高等学校のずさんな再編計画については、もう既に誰もが知るところであると思いますけれども、これは専ら県教育委員会の問題であるというような意見もございしますが、私は全くそうは考えておりません。

県立高等学校に進学した多くの市内の生徒は、市立中学校における進路指導を受けて、それを信用して県立高等学校に入学したわけでありまして、当然ながらその進路指導の内容については、各学校において、どのような環境のもとでどのような教育を受けることができるのかという点を重視して行われてきたはずであります。

しかし、昨年、平成30年6月に県教委が市民、県民の意見を聞かずに策定した高校再編計画に

よって、そして、人命軽視の無責任に起因する耐震問題によって、現在の高校生らは大変な混乱の中で生活を余儀なくされ、市立中学校で受けた進路指導、これの内容とは異なる環境を進学先の高等学校で押しつけられているという、そういうのが実態であります。

進路指導を行ってきたという責任が市立中学校にも市教委にもあるわけであって、そのことに着目すれば、市教委から県教委に対して、再編計画に端を発する混乱によって、事実上は閉校とされることによる学校生活への影響、部活動に支障が出るおそれがある点、静ひつな学校環境が失われている点、耐震不足によって生命の安全性が保障されていない点などについては、ゆゆしき事態であると考えておりますし、市教委としても県教委に対して改善、配慮を求めていくべきであると考えますが、奈良市教育委員会としての見解をお示してください。

○議長（東久保耕也君） 教育長。

○教育長（中室雄俊君） 一問一答でございますので、自席からお答えをさせていただきます。

これまで、新しく再編をされます高等学校の情報につきましては、市立中学校の生徒や保護者の皆さんに対しまして、進路選択に必要な情報をその都度提供するように県教育委員会にも求めてまいりましたし、情報を提供してまいりました。私たち、市立の中学校に対しましては、情報の共有を図り、丁寧な進路指導をするように働きかけをしてきたところでございます。

議員お述べのように、高校生、今在学をしております在校生につきましても、中学校で行ってきた進路指導の内容に鑑みながら、充実した高校生活を送れるよう配慮していただくように期待をしておるところでございます。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） こういう混乱が生じなければ、そういう配慮を期待する必要性も、求める必要性も本来ならないわけであって、市教委として、今、教育長、県教育委員会に対して配慮を期待すると、明確におっしゃいましたので、その点は一定の評価はいたします。

ただ、現時点においても、今年度もそうですし、来年度においてもそうですよ。進路指導、中学生の進路選択の場面において、人生にかかわる選択なんです、子供たちにとっては。保護者にとっても重大な関心事であります。そういった進路指導、選択に当たって、十分な情報がないというのが現状であります。私のもとにも、高校生だけでなく中学生、またその保護者からも、もう100件近く投書、御意見、苦情も届いております。そういった中学生や保護者らの要請に全く応えられていないというような状況を、市教委としても最善の努力をもって解決をしていただきたいというふうに思います。

次にまいります。

時間がございませんので、公務員給与の引き下げについてお伺いいたします。

従前から、奈良市の人件費率は高いということを指摘してまいりました。過去の人事院、人事委員会の勧告が行われた際にも、それに準拠して市職員の給与を果たして引き上げる必要があるのかと問題提起もしてまいりました。しかしながら、今回の市長が提案している議案については、私が指摘してきたものと趣旨が全く異なるのではないかという疑義を抱いております。

これは、つまり奈良市財政が逼迫し、その財源確保を目的として公務員給与の引き下げを行うものであって、財政の改善の見通しが立たない中で、それでは次も職員給与の引き下げによって財源を捻出すればよいという安直な考え方、これが慢性的に続いてしまう危険性があるように思えてならない。

昨年の市議会で市長の退職手当を満額支給することが決まって、1年もたたないうちに今度は

職員の給与を引き下げるといふ経緯自体にも、市民の皆さんもそうですけれども、職員の皆さんもそうですよね、普通の感覚ではこれを理解することができないところであります。

先ほどほかの議員も指摘されていましたが、奈良市には支出においてかなり無駄なものもある。違法な支出だと言ってもいいものもたくさんある。流域下水道維持管理等市町村負担金の奈良市の過払い額は年間約5億円ですよね。クリーンセンター建設を市長が先送りにさせたことで、老朽施設に要する余分な費用が年間約15億円ですよね。極めて無駄と言える施策をいまだ解決することなく、市民の負担の値上げや職員の給与の引き下げに手を出すというのは、これは市長として尽くすべきところを尽くしていない。確保しやすい財源から取ろうとする安直な姿勢がうかがえてなりません。まず、このところを解決するのが先決ではないのでしょうか。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） まさにおっしゃっているとおりでございます。本市の財政状況を改善していくために、中長期的なアプローチが必要だと考えております。

さまざまな市民サービス、公共施設等の整理、統廃合をやはり議論していく必要がございますが、利害関係者もあり、丁寧な対応が必要だというふうに考えております。

職員の人件費につきましては、議員からも御指摘がありましたように、本市が類似団体に比して高いという部類にあるということは事実でございますが、先ほど来、他の議員の御質問にもお答えしておりますが、管理職加算につきましては、いわゆる制度的な是正という観点がまずもってございます。もちろんそれがひいては財源の確保にもつながることではございますけれども、まず制度を類似団体並みに是正していくという意味で必要なものかと考えております。

また、2%の給与カットにつきましては、これはできることならば職員の給与には手をつけずに他の部分で財源捻出を図りたいということは当然本意でございますけれども、一方で現下の財政状況ということの中で、市民の皆様にも御負担をお願いしている中で、職員にも協力をお願いしなければならないと思った次第でございます。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 管理職加算の点については、委員会でも課長級職員が答弁されますけれども、私の質問に対して、もう答弁台に立つのは嫌だということで、管理職になったのは後悔しているというような声も聞いている中で、給与を加算分引き下げて、管理職の皆さん、人材確保できるのかどうか、それは市長の責任において解決を図っていただきたいんです。その点は公務員ですから、給与が幾らだとか、身分が安定しているからとか、そういった理由ではなくて、全体の奉仕者として、世のため人のため働きたいという気概を持った方にぜひ管理職についていただきたいというふうにも私は思っていますので。

ただ、一律2%という部分ですね。私は大学卒業後、私事で恐縮ですが、奨学金を返済しながら、ひとり暮らしで企業に勤めておりましたけれども、当時身にしみて感じていたのが、特に20代の従業員、職員というのは非常に薄給で、生活が極めて苦しいということであります。毎日の食費を捻出するのも精いっぱい、期末に支給される賞与も生活費に費やしていくというような生活でございました。

上程されている議案は職員一律に、つまり若手職員も含めて2%給与を削減するというものであって、生活に困窮する職員も出かねないのではないかとというのが私の懸念であります。また、提案時期、施行期日を踏まえましても、人生設計、生活設計に影響を与えて、公務員の皆さんも生活がございますから、行き当たりばったりという表現しか想起できないものなんです。人件費

率の適正化の手法として、到底適切ではないと言わざるを得ないと考えております。再考していただきたいという意見を申し述べます。

次に、クリーンセンターの移転建てかえ推進に関しまして、広域化の是非についてお尋ねします。

奈良市、生駒市、大和郡山市、斑鳩町、平群町で広域化を進めようとする動きについてですが、それぞれの市町が現時点で運営している施設の残耐用年数は何年ですか。

○議長（東久保耕也君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後4時17分 休憩

午後4時19分 再開

○議長（東久保耕也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） それぞれの市町の残耐用年数ということでございますが、耐用年数はそれぞれの施設の状況等によって捉え方が異なってくるかと思っております。

今、参加をいただいているそれぞれの市町の何年にできたかというようなもの、それからいつごろに更新が必要となるかということについては情報を伺っておりますが、それぞれ何年が残かということについては、明確な数字はそれぞれの市町の判断かと存じます。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） ほかの生駒市、大和郡山市、斑鳩町、平群町が現在使用している施設、これの残耐用を知らずに広域化の議論に参加されているんですか。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） そうではございませんで、本市も同じでございますが、老朽化した場合、大規模な改修、もしくは部分的な改修をそれぞれの市町がなさることが一般的でございます。それをどのような方法で何年ぐらいもたせるような規模の修繕をなさるのかということは、それぞれの市町の状況によろうかというふうに存じます。

既に大和郡山市につきましては、大規模改修を終えておられますので、おおむね平成30年から15年ほど、これからは使っていくというふうに聞いております。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） そういうことを聞いているんです。大和郡山市は今後15年以上も現行の施設による運営が可能というような状況ですね。ほかの市町もその可能性もあるわけです。

そのような中で、広域化を奈良市も進めた場合には、交渉の場において不利になるのではないかというのが率直な疑問であります。奈良市の負担が増す懸念があると思います。その点はいかがですか。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 各市町のいわゆる広域化に参画可能なタイミングというものについては、それぞれに少しずつタイミングが異なっているということは現状でございます。一方で、今候補地が確定をしても、新しい施設が稼働するまでにおおむね10年近く要するということでもございますので、そのころに新しい施設を稼働した場合に、それぞれの市町がどのような判断をさせていただけるのかということについて、各市町で持ち帰り、それぞれ議論をいただければというふうに

考えております。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 奈良市の現在のごみ焼却場の環境清美工場は、かろうじて運営しているような老朽化が著しく進行した施設であるというのが実態でありまして、ほかの市町においては、そんなに急ぐ必要がないんだということであれば、奈良市が交渉で足元を見られるのは明らかなんです。その点、リスクの一つだということを指摘しておきたいと思います。

そして、広域化を行ったとしても、途中でほかの自治体が脱退するというようなリスクはないのかどうか、お答えください。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 実際にこの5市町全てかどうかは現段階では確定はいたしておりませんが、仮に奈良市とともに広域化をやっということになりますれば、当然のことながら、協定書等を締結して、それぞれの権利義務等も定めた上で執行していくことになろうかと思えます。

一方で、どのような不測の事態が生じるかということも当然考えておかなければなりませんので、そのような場合の取り決めについても、あわせてその協定の中で議論していくべきものと考えております。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 広域化を実施している地域において、県内では吉野町が脱退をするというようなこともございますし、そういったリスクを負う必要があるのかと。人口30万人を超える都市なんです、奈良市は。そのようなリスクを負ってまで、単独ではなく広域化によるメリットがあるのかと疑問に思っております。

地理的に申し上げましても、5市町のうち奈良市以外の自治体は、これらの枠組み以外の自治体で広域化を選択することのできる余地もある地理的条件にあるわけですし、奈良市だけがリスクを負うおそれもあるということも指摘しておきたいというふうに思います。

次に行きたいと思えます。

地方自治に関する認識についてお尋ねします。

日本国憲法は国民主権を基本原則としていながらも、国政における立法施策については原則として民意の統合の必要性から代表民主制を保障している一方で、同じ民主主義の考え方のもとにおいても、地方自治については間接民主制とともに住民自治の原則が規定され、かかる観点から、民意の統合の要請はやや後退し、民意の反映の側面がより強く要請されているということは、政治家としては当然のこととして認識されているものと存じます。

そこでお尋ねしますけれども、地域住民の利害に影響を及ぼす事項について、その結果に拘束力のある住民投票を実施することは、憲法の定める地方自治の本旨に反するのかどうかという点について、お考えをお聞かせください。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 地域住民の利害にかかわるさまざまな意思決定に対しまして、住民の皆様がまさに自分の意思に基づいて行われるということにつきましては、制度として保障されているものかと存じます。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 制度として保障されているかどうかは、議論の余地はあるとは思いますが、その住民投票を実施するという事は、憲法の定める地方自治の本旨には反しないと

いうことでよろしいですね。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 基本的には自治のあり方としては、いわゆる市長と議員、両方を住民の皆さんが選んでいただくという、いわゆる二元代表制が地方自治の形でございますが、その代表制をもって意思決定をしていくということが一義であろうかと存じます。

一方で、直接政治に参画をする、もしくは直接自治に参画をするという要素が国に比して地方のほうがより色濃いということも事実でございますので、内容によろうかと存じますけれども、住民投票という形が一つの住民の意見を表明する方法として検討されるということについては、理解できないということではないかと存じます。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） すばらしい答弁だと思います。国と比べて地方自治の違いは何なんだということを見たとき、住民自治の原則ですね、特に市町村という基礎自治体においては、より直接的な民意の反映の手法というのも一つの選択肢だということでもあります。

次に行きたいと思います。

先般の総務委員会におきまして、行政法の理解に劣る答弁が繰り返されて、非常に情けなさを感じたわけでありましてけれども、行政法の理解について、行政各部へ全く浸透していないというのが実情だということを私は前からも申し上げてきました。コンプライアンスにもかかわる事項でございますけれども、その点の改善策をお示してください。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 議員からも、過去にも何度か御指摘をいただいておりますが、法務の知識が不足をしているのではないかと御指摘を頂戴しております。この点については、確かに昨今は採用試験の方法であったり、また、登用試験等もそういう法務知識を問う部分が弱かったという部分がございますので、現在、管理職試験等におきましても、そういった要素を盛り込んで、職員にも自己研さんに励んでいただくよう、今取り組みを進めているところでございます。

また、研修会等も都度開催をさせていただいて、確かな知識を身につけるようさまざまな支援をしてみたいと考えております。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 市長もただいまおっしゃったように、昇任試験の法務分野の導入については、以前から私からも提案をして既に実現をされているということでもあります。これにより、万全には申し上げませんが、一定程度において法的知識や思考力の保有の有無を確認した上で、昇任に際して考慮されることとなったものと認識しております。

また、法務分野に関する試験が採用から昇任に至るまで課されていなかったという運用から、これを課することとしたことによって、市の人事考課のあり方の姿勢を示す一つの側面からでも、職員において自己研さんの促進にもつながるような取り組みであるのではないかとこのように評価しております。

ところで、今年度から導入しているわけですが、既に管理職についている職員に対しては、いかにして法的知識や法務能力の担保を実現していくかということが課題であると考えております。かねてから申し上げてまいりましたように、部下のほうが詳しくて、上司のほうが知識に乏しいというような状況では、一般的に人事考課も適切に行われぬおそれもありますし、決裁権を有する上席者が行政法等の基礎を理解していなければ、行政執行に影響が生じて、市民に

迷惑をかけてしまう可能性もあるわけであります。

昇任試験で出題されている内容というのは、極めて基本的な部分に限定されておりますけれども、既に管理職についている職員に対する知識や能力の裏づけをどのようにとっていくのかお答えください。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 既に管理職についている者につきましても、当然のことながら、それぞれの職務を執行していく上で必要な法務知識、また最新の知識を身につけるといことは大変重要だと認識をいたしております。

今年度におきましては、課長級以上の管理職を対象にリーガルマインド醸成研修というものを行っております。今後も引き続き職員の法務知識、能力を定着させるための研修の充実、また、私もさまざまな起案や方針決定の際には、根拠となる法律等をしっかりと確認するようにということを重ねて指導させていただいております。

引き続き、継続的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 昇任試験でも、採用する法律科目や内容の再検討も含めて、それらと一体的に職員に対して自己研さんを促す人事制度、これを構築していく、職場環境を整えていく、この必要があるというふうに思います。

市長、先ほどおっしゃいましたよね。根拠となる法律をしっかりと調べていただいて、耐震問題で行政指導を実施していくような姿勢をとっていただきたいと思います。

最後に、時間がございませんけれども、同報系防災行政無線の整備についてお伺いいたします。

平成30年度の事業として、新たな整備を完了させることを目的として、聴取区域調査が実施されました。既に昨年10月に結果が提出されており、私も確認したところでございます。同報系防災行政無線を整備していくというこれまでの姿勢は高く評価しているところでありますが、予算案に計上されている設備設計はこの調査結果に基づいて、およそ20カ所ないし20のエリアについて整備していくためのものというふうに理解しておりますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） ちょっと時間もございませんので、簡潔にお答え申し上げますが、今年度行いましたのは、一つにはカタログ値という、いわゆる機能をベースにした調査で、空白地をどのように埋めるかという調査、これにつきましては、おおむねカバー率につきましても増大できるという見込みが立ってまいりました。

一方で、実際の地理的状況等によって、カタログ値では聞こえるはずの地域けれども、聞こえていないというところが実際にはあるというような、そういう部分も見えてまいりました。このような点も含めまして、型式も含めて、御指摘いただいているように、より可聴範囲を広げられる具体的な方策を設計してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 具体的な屋外拡声子局の仕様については、今後に待ちたいと思いますが、整備を図らなければいけないエリアの数というのは、おおむね20ということよろしいですね。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） そこについても、いわゆるそのスピーカーの性能、型式をどのようなものを選択するか、また、もしくはその組み合わせをどのように図っていくかということによって、

整備のエリアも少し変わってくる部分もあろうかと考えております。

基本的には空白地を埋めるという発想ではありますが、従来空白ではないエリアでも追加的に必要なエリアもあろうかと思っておりますので、そのあたりは少し前後するのかなというふうに考えております。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 少しの前後ということですね。20カ所、20エリア少しの前後ということでございます。

整備率の向上を踏まえて、地域防災計画への反映について、また、消防用務についても供するということですので、運用面での反映についても適時、適切に行っていただくように求めておきます。

本日は生命を守る政策を中心にお伺いをいたしました。やはり財政が逼迫している折において、何を優先的に予算づけしていくのかということになれば、やはり消極的な——警察目的というんですけれども、そういった命を守る分野に重点的に予算措置をしていくという姿勢については、異論のないところでございます。

個別の取り組みにおいて、庁舎の耐震化の予算計上がされていないという点については問題視しておりますし、その他の点については、細かい点については、また委員会で質問させていただきたいというふうに思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（東久保耕也君） 以上で代表質問は終わりました。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度で打ち切り、明7日午前10時より本会議を再開して、質疑並びに一般質問を行いたいと思っておりますが、そのようにいたしまして御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東久保耕也君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

本日はこれで散会いたします。

午後4時35分 散会